10　第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定は、第四項から第六項までの規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第四項及び第七項」とあるのは、「第四十二条の十二の七第四項から第六項まで」と読み替えるものとする。

11　第七項から前項までに定めるもののほか、第一項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の十三第一項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十三号を削り、同項第十四号を同項第十二号とし、同項第十五号を同項第十三号とし、同項第十六号を同項第十四号とし、同項第十七号中「前条第二項」を「第四十二条の十二の六第二項」に改め、同号を同項第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六　前条第四項から第六項までの規定　それぞれ同条第四項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額、同条第五項に規定する繰延資産税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第六項に規定する生産工程効率化等設備等税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第四十二条の十三第一項第十八号を同項第十七号とし、同条第二項中「、第四十二条の十二の三第三項」を削り、同条第三項中「、第四十二条の十二の三第四項」を削り、同条第六項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「第九号又は第十七号」を「第八号、第十五号又は第十六号」に改め、同項各号を次のように改める。

一　イに掲げる金額がロに掲げる金額を超えること。

イ　当該法人の継続雇用者（当該対象年度及び当該対象年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度。ロにおいて「前事業年度等」という。）の期間内の各月において当該法人の第四十二条の十二の五第三項第三号に規定する給与等（以下この号において「給与等」という。）の支給を受けた同項第九号に規定する国内雇用者として政令で定めるものをいう。ロにおいて同じ。）に対する当該対象年度の給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等を含む。）から支払を受ける金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額を除く。イにおいて「他の者からの受取額」という。）がある場合には、当該他の者からの受取額を控除した金額。ロにおいて同じ。）として政令で定める金額

ロ　当該法人の継続雇用者に対する前事業年度等の給与等の支給額として政令で定める金額

二　イに掲げる金額がロに掲げる金額の百分の三十に相当する金額を超えること。

イ　当該法人が当該対象年度において取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、合併、分割、贈与、交換、現物出資又は法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配による取得その他政令で定める取得を除く。）をした国内資産（国内にある当該法人の事業の用に供する機械及び装置その他の資産で政令で定めるものをいう。）で当該対象年度終了の日において有するものの取得価額の合計額

ロ　当該法人がその有する減価償却資産につき当該対象年度においてその償却費として損金経理をした金額（損金経理の方法又は当該対象年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた金額を含み、法人税法第三十一条第四項の規定により同条第一項に規定する損金経理額に含むものとされる金額を除く。）の合計額

第四十二条の十三第八項中「及び前条第五項」を「、第四十二条の十二の六第五項及び前条第九項」に改め、同条第九項中「第六項第一号に規定する継続雇用者給与等支給額及び同号に規定する継続雇用者比較給与等支給額」を「第六項第一号イ及びロに掲げる金額」に改める。

第四十三条の見出し中「特定設備等」を「特定船舶」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する法人で政令で定める海上運送業（以下この項において「特定海上運送業」という。）を営むものが、令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に、特定海上運送業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める船舶のうち次の各号に掲げるもの（以下この条において「特定船舶」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定船舶を製作して、これを当該法人の特定海上運送業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定船舶をその用に供した場合又は政令で定める法人以外のものが貸付けの用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該特定船舶の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定船舶の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定船舶の取得価額に当該各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

一　その法人の海上運送法第三十九条の十四に規定する認定先進船舶導入等計画（先進船舶（同法第三十九条の十第一項に規定する先進船舶をいう。以下この号において同じ。）の導入に関するものに限る。）に記載された先進船舶（環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定める船舶に限る。次号において「特定先進船舶」という。）に該当する外航船舶（本邦と外国との間又は外国と外国との間を往来する船舶をいう。同号及び第三号において同じ。）　百分の十八（日本船舶（船舶法第一条に規定する日本船舶をいう。次号において同じ。）に該当するものについては、百分の二十）

二　特定先進船舶に該当する外航船舶以外の外航船舶　百分の十五（日本船舶に該当するものについては、百分の十七）

三　外航船舶以外の船舶　百分の十六（環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の十八）

第四十三条第二項中「特定設備等」を「特定船舶」に改める。

第四十三条の三第二項中「第四十二条の六第一項」を「第四十二条の四第八項第七号」に、「第四十二条の四第八項第八号」を「同項第八号」に、「第四十二条の四第八項第九号」を「同項第九号」に改める。

第四十四条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第四十四条の二第一項中「第四十二条の六第一項」を「第四十二条の四第八項第七号」に、「第四十二条の四第八項第八号」を「同項第八号」に改め、「のうち」の下に「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行の日から令和五年三月三十一日までの間に」を加え、「第五十条第一項又は第五十二条第一項」を「第五十六条第一項又は第五十八条第一項」に、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行の日から令和五年三月三十一日までの間に」を加え、「第五十条第一項又は第五十二条第一項」を「第五十六条第一項又は第五十八条第一項」に、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行の日から令和五年三月三十一日まで」を「その認定を受けた日から同日以後一年を経過する日まで」に、「係る中小企業等経営強化法第五十条第一項」を「係る同法第五十六条第一項」に、「第五十二条第一項に」を「第五十八条第一項に」に、「第五十一条第一項」を「第五十七条第一項」に、「第五十三条第一項」を「第五十九条第一項」に、「第五十条第二項第二号ロ」を「第五十六条第二項第二号ロ」に改め、「建物附属設備（）の下に「機械及び装置並びに器具及び備品の部分について行う改良又は機械及び装置並びに器具及び備品の移転のための工事の施行に伴つて取得し、又は製作するものを含み。」を「限る。以下この項」の下に「及び次項」を、「百分の二十」の下に「（令和五年四月一日以後に取得又は製作若しくは建設をした当該特定事業継続力強化設備等については、百分の十八）」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、特定事業継続力強化設備等の取得又は製作若しくは建設に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他これらに準ずるもの（以下この項において「補助金等」という。）の交付を受けた法人が、当該補助金等をもつて取得し、又は製作し、若しくは建設した当該補助金等の交付の目的に適合した特定事業継続力強化設備等については、適用しない。

第四十四条の三第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。